

国住参建第 1455 号
令和 3 年 9 月 22 日

関係指定性能評価機関の長 殿

国土交通省住宅局
参事官（建築企画担当）

高さが 60 メートルを超える風況観測塔の構造耐力上の安全性を確かめるための
構造計算の基準の運用について（技術的助言）

風力発電設備の前提となる上空の風速等の観測のために設置する塔（以下「風況観測塔」という。）については、一定の高さを超える場合は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する工作物に該当し、高さが 60 メートルを超える場合は「煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1449 号。以下「告示第 1449 号」という。）第 4 の規定により「超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1461 号。以下「告示第 1461 号」という。）に定める構造計算の基準の一部が準用され、地震に対する構造耐力上の安全性は原則として時刻歴応答解析を用いて確かめることとされています。

今般、規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）（別紙）において、「風車の大型化に伴って主流となりつつある高さ 60m 超の風況観測塔の設置に関して、（中略）人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が 2 年以内の簡易な形状の風況観測塔で、60m 超のものに適用されている建築基準法による一律の基準を緩和し、時刻歴応答解析を不要とする」こととされました。

つきましては、高さが 60 メートルを超える風況観測塔の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準の運用については、下記のとおり取り扱うこととしますので、今後の運用に遺漏のないよう措置していただきますようお願いいたします。

記

第一 運用の適用対象となる風況観測塔

次に掲げる基準に該当する風況観測塔であること。

(1) 形状

鉄柱（その他これに類する柱を含む。）、支線、基礎等により構成され、鉄柱が支線によって複数方向から支えられていること。

(2) 高さ

高さが原則として90メートル以下であること。

(3) 存続期間

存続期間が原則として2年以内であること。

(4) 立地

山地等の人が容易に立ち入らない場所に立地しており、鉄柱の基礎部分から周辺の建築物又は公共の用に供する道までの距離が、原則として風況観測塔の高さの2倍以上であること。

第二 構造計算の基準の運用

運用の適用対象となる風況観測塔にあつては、告示第1461号第4号ニ（1）に掲げる基準に該当するものとして取り扱い、また、告示第1449号第2に規定する構造計算により地震に対する構造耐力上の安全性を確かめることで、告示第1461号第4号ニ（2）及び（3）に掲げる基準に該当するものとみなし、同告示第4号イからハまでの規定を適用しないこととする。

以上

「規制改革実施計画」(抄)
(令和3年6月18日 閣議決定)

II 分野別実施事項

4. グリーン(再生可能エネルギー等)

(11) 建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
54	風力発電における風況観測塔の設置に係る建築基準法の緩和	風車の大型化に伴って主流となりつつある高さ60m超の風況観測塔の設置に関して、存続期間が限定的であり、人が容易に立ち入らない場所や洋上に設置され、人家等への影響も考えにくいことなどから、 a 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の簡易な形状の風況観測塔で、60m超のものに適用されている建築基準法による一律の基準を緩和し、時刻歴応答解析を不要とする。 b 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の風況観測塔その他の簡易な形状の工作物に対する規制を緩和し、高さ60m超であっても大臣認定を不要とする。	a: 令和3年度 上期措置 b: 令和3年度 検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省